

地域ブランドを商標登録することについて

2004.12.2

竹 田 稔

地域ブランドを商標登録することについて、必要な法改正をすることに賛成する。

- 1．前回の議論において、地域ブランドを商標として保護するニーズがあるかが指摘されたが、今回の報告書では、この点について未だ十分とはいえないまでも、工芸品・農産物を中心にかなりのニーズが存するものと推認され、地域ブランドに商品としての自他識別性がある場合、当該登録主体の識別機能を表示するものとまでいえない場合であっても、これを保護する必要性は存在する。
- 2．問題は、商標登録する主体をどのように規定するか。主体が組合等の生産者組織である場合に、その組織に属しないが、当該地域ブランドの生産者と認められる者をどのように保護するかにある。

については、基本的に明確性と証明の容易性が必要と考える。そのために、商標法7条の規定する社団法人・組合であること、又はその他の法人・権利能力のない社団であることを主体の要件としてはどうか（前者に限定するのは狭すぎるのではないか）。

数量的要件は地域内の生産者の数量の認定に困難が生じ、証明の容易性を担保しない。むしろ、商標法3条2項の趣旨に沿って、周知性（識別力が高いこと）の要件を検討してはどうか。少数でも識別性（名声）が認められる場合がある。

については、「地域ブランド商標を正当に使用する第三者には、商標権の効力が及ばない」とする提案に賛成する。

3 地域ブランド商標を法改正により認めた場合、その運用が適正に行われることが必要であり、2の要件の認定には審査能力が問われる。これまでの審査基準の運用実績からみても、運用上十分な配慮がなされることを希望する。

以 上